

25 高県民第 700 号  
平成 25 年 11 月 8 日

①～④の代表者あて

- ① 高知県旅館ホテル生活衛生同業組合
- ② 高知県喫茶飲食生活衛生同業組合
- ③ 高知県中華料理生活衛生同業組合
- ④ 一般社団法人 高知県食品衛生協会

高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課長

広告・メニュー等の適正な表示について

日ごろは、本県の消費者行政につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今般、ホテルのレストランなど飲食店において、メニュー表示と異なる食材を使用して料理を提供していた事案が報じられています。

不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）では、商品・サービスの品質や価格などについて、実際よりも著しく優良又は有利であると見せかける表示が行われると、消費者の適切な商品・サービスの選択が妨げられることから、消費者に誤認される表示を禁止しています。

貴組合（貴協会）におかれましては、日ごろから消費者の誤解を招くことのないよう、広告やメニュー等の適正な表示に努めていただいているとは思いますが、なお一層、適正な表示及び法令順守の徹底について、貴組合の会員の皆様に対し周知いただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

※ 参考資料（消費者庁HPの下記アドレスからダウンロードをお願いします。）

「ホテルメニュー表示に係る関係団体への要請について」

[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131106premiums\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131106premiums_1.pdf)

「事例でわかる！景品表示法」

<http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130208premiums.pdf>

「よくある質問コーナー（景品表示法関係）」

<http://www.caa.go.jp/representation/keihyo/qa/index.html>

担当 : 高知県文化生活部  
県民生活・男女共同参画課  
消費生活担当 谷脇、千光士  
TEL : 088-823-9653